

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成28年8月6日 22時20分ごろ
発生場所	静岡県静岡市吹合岬 <sup>ふきあひ</sup> 南方の砂浜 清水灯台から真方位062° 295m付近 (概位 北緯35° 00.8′ 東経138° 32.0′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>エー</sup> A-2は、北進中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	平成28年8月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート A-2、5トン未満（長さ6.32m）
船舶番号、船舶所有者等	241-15840静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて静岡市所在のマリーナに向けて帰途についた。</p> <p>本船は、船長が操縦席に腰を掛け、機関を回転数毎分約2,800にかけて吹合岬南方沖を北進中、吹合岬南方の砂浜に座洲した。</p> <p>船長は、静岡市所在の建物の明かりを船首目標に航行していた。</p> <p>船長は、座洲するまで陸岸に接近していることに気付かなかった。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターはなく、船長は、目視のみで見張りを行っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首及び船尾共に約1.2mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターを装備していれば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、吹合岬南方沖を北進中、船長が建物の明かりを船首目標にして航行していたものの、船位の確認ができなかったことから、吹合岬南方の砂浜に接近する態勢で航行していることに気付かず、砂浜に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、吹合岬南方沖を北進中、船長が建物の明かりを船首目標に航行していたものの、船位の確認ができなかったため、吹合岬南方の砂浜に接近する態勢で航行していることに気付かず、砂浜に座洲したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・GPSプロッター等を装備することが望ましい。
--	-------------------------